



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県公益認定等審議会の庶務に関する規則（総務私学課） 1
- 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則（総務私学課） 2

告 示

- 市営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 3
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 3
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定・2件（建築指導課） 3
- 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示（警察本部交通企画課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 4
- 貸金業者の所在等を確認することができない旨の公告（県民生活課） 5
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 5
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 8
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 8

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課） 9

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 10

教育委員会事項

- 沖縄県指定無形文化財保持者の追加認定・2件 10
- 沖縄県文化財保護条例による有形文化財の指定の一部改正・2件 12

公安委員会事項

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則 12
- 特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 13
- 特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則 13
- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 13

人事委員会事項

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 14

規 則

沖縄県公益認定等審議会の庶務に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第61号

沖縄県公益認定等審議会の庶務に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県公益認定等審議会条例（平成19年沖縄県条例第47号。以下「条例」という。）第13条第2項及び第3項の規定に基づき、沖縄県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の庶務に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第13条第2項の庶務)

第2条 条例第13条第2項の審議会の庶務のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第55条において準用する公益法人認定法第47条の規定による資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求める事務
- (2) 公益法人認定法第59条第2項の規定により読み替えられた公益法人認定法第27条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第142条において準用する公益法人認定法第47条の規定による資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求める事務
- (4) 整備法第143条第2項の規定により読み替えられた整備法第128条の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

(庶務の分担)

第3条 前条各号に掲げる庶務は、公益社団法人若しくは公益財団法人（以下「公益法人」という。）又は整備法第123条第1項に規定する移行法人（以下「移行法人」という。）の目的及び事業と関連する事務を所掌する公室又は部が処理するものとする。この場合において、公益法人又は移行法人の目的及び事業と関連する事務を所掌する公室及び部がないときの当該公益法人又は移行法人に係る庶務は、総務部が処理する。

- 2 前項前段の規定により公室又は部が処理することとされる庶務は、公室又は部に属する課であって、その所掌事務が公益法人又は移行法人の目的及び事業と関連する課が処理するものとする。前項後段の規定により総務部が処理することとされる庶務は、総務部総務私学課が処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第4号の規定は、平成20年12月1日から施行する。

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第62号**知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則**

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年沖縄県規則第7号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
(沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
- 2 沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。
別表第1中知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年沖縄県規則第7号）の項を削る。
別表第2中知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の項を削る。
(沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例により同法第42条第2項に規定する特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第1知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年沖縄県規則第7号）の項及び別表第2知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

告 示

沖縄県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 宮古島市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 元島東地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農用地保全・農業用排水施設）
- 3 同意年月日 平成20年11月17日

沖縄県告示第696号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字大川大川山1540番176・1540番177
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 放送施設用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字大川大川山1540番176・1540番177
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 放送施設用地とするため

沖縄県告示第697号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行わせる者を次のとおり指定した。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定を受けた者の名称及び住所
 - (1) 名称 日本E R I株式会社
 - (2) 住所 東京都港区赤坂八丁目5番26号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 東京都港区赤坂八丁目10番24号、宮城県仙台市青葉区本町2丁目1番29号、広島県広島市中区上八丁堀4番1号、福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成20年10月1日

沖縄県告示第698号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行わせる者を次のとおり指定した。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定を受けた者の名称及び住所

- (1) 名称 ビューローベリタスジャパン株式会社
- (2) 住所 神奈川県横浜市中区山下町1番地

- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台2丁目8番瀬川ビル7階
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成20年10月1日

沖縄県告示第699号

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第429号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「公益法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年1月10日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人久高島振興会
- 3 代表者の氏名 大浦敬文
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県南城市知念字久高249番地の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、公的に建設された体験滞在型交流施設等の管理・運営と神の島に相応しい島として、島の住人に対しては福祉の向上や文化・環境保全活動、子供たちの健全育成活動等に取組み、来島者に対しては癒しの島として全住民がもてなしの心で迎えることが出来るよう両者のパイプ役となり、住みたい島、行きたい島といえるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年1月13日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年11月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障がい者支援センターてだこ

- 3 代表者の氏名 神里富子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市城間二丁目24番2号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者とその家族及び地域社会に対して、相談及び指導、自立訓練及び支援事業、地域交流事業等に関する事業を行い、障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の営業所及び事務所の所在地並びに所在を確認できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号又は名称 ライト
- (2) 氏名又は代表者の氏名 川田美幸
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県南風原町字宮平573番地2 1階
- (4) 登録番号 沖縄県知事（N1）第03986号
- (5) 登録年月日 平成18年1月10日
- 2 (1) 商号又は名称 オートモ・ファイナンス
- (2) 氏名又は代表者の氏名 翁長林春
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県石垣市字大川528番地1大一マンション104
- (4) 登録番号 沖縄県知事（N1）第04059号
- (5) 登録年月日 平成19年1月10日
- 3 (1) 商号又は名称 オフィスZEN
- (2) 氏名又は代表者の氏名 棚原正也
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市宮城四丁目6番2号コーポイラミナ201
- (4) 登録番号 沖縄県知事（N1）第04080号
- (5) 登録年月日 平成19年4月20日
- 4 (1) 商号又は名称 アクアファイナンス
- (2) 氏名又は代表者の氏名 喜納司
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市上間569番地北大地ビル315
- (4) 登録番号 沖縄県知事（1）第04109号
- (5) 登録年月日 平成19年9月20日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年10月9日
- (2) 商号名 長浜組
- (3) 代表者名 長浜金勇
- (4) 所在地 浦添市安波茶一丁目41番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第5442号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年9月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年10月21日
- (2) 商号名 成和建設

- (3) 代表者名 本永和丈
(4) 所在地 名護市東江一丁目5番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第11039号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 有限会社ぐすく開発
(3) 代表者名 田中満夫
(4) 所在地 うるま市字栄野比848番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第10156号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 有限会社群開発
(3) 代表者名 金城由香
(4) 所在地 豊見城市字我那覇210番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第11004号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月16日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 アサヒ建設株式会社
(3) 代表者名 金城賢
(4) 所在地 国頭村字奥間337番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第28号、沖縄県知事 許可(般-18)第28号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 有限会社新芽開発
(3) 代表者名 新垣美佐子
(4) 所在地 豊見城市字上田589番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第8437号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月17日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 合資会社琉電工業社
(3) 代表者名 玉城幸
(4) 所在地 那覇市字上間413番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第412号、沖縄県知事 許可(般-19)第412号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月19日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日

- (2) 商号名 株式会社喜納一工業
(3) 代表者名 喜納剛
(4) 所在地 北中城村字熱田2060番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第4027号、沖縄県知事 許可(般-18)第4027号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 山榮建設
(3) 代表者名 山口榮信
(4) 所在地 浦添市前田四丁目9番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第6489号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 有限会社新丸高土建
(3) 代表者名 高良勇吉
(4) 所在地 浦添市港川一丁目19番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第4727号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 有限会社宮平組
(3) 代表者名 下地浩光
(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根482番地の4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第3295号、沖縄県知事 許可(般-17)第3295号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 琉球設備メンテナンス株式会社
(3) 代表者名 呉屋芳彦
(4) 所在地 那覇市西2丁目2番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第5688号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成20年11月4日
(2) 商号名 有限会社砂川興業
(3) 代表者名 砂川健
(4) 所在地 石垣市字真栄里257番地の10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第7623号、沖縄県知事 許可(般-17)第7623号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成20年11月6日

- (2) 商号名 永興工務店
- (3) 代表者名 嘉数清保
- (4) 所在地 南風原町兼城206番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第11032号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時 平成20年12月12日 午後7時開始
- 2 場所 豊見城市役所6階多目的ホール 豊見城市字翁長854番地の1
- 3 都市計画の変更の案の概要 5・5・豊2号豊崎総合公園の区域を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年9月11日 沖縄県指令土第753号、平成20年11月14日 沖縄県指令土第930号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川218番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市当山二丁目30番1号 沖縄県医師会 会長 宮城信雄
- 5 検査済証番号 平成20年11月26日 第2673号
- 6 工事完了年月日 平成20年11月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年10月23日 沖縄県指令土第808号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜860番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字屋宜860番地 仲眞良和
- 5 検査済証番号 平成20年11月26日 第2674号
- 6 工事完了年月日 平成20年11月20日

訓

令

沖縄県訓令第44号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号を次のように改める。

(5) 公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）について、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 公益法人の公益認定をすること。
- イ 公益法人の公益認定を取り消すこと。
- ウ 公益法人の合併による地位の承継を認可すること。

第6条中第21号を第22号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 特例民法法人の公益法人への移行の認定をすること。
- イ 特例民法法人の公益法人への移行の認定を取り消すこと。
- ウ 特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行を認可すること。
- エ 特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可を取り消すこと。
- オ 特例民法法人の合併を認可すること。
- カ 特例民法法人の解散及び解散に伴う残余財産の処分を許可すること。
- キ 特例民法法人に対し解散を命ずること。

第6条の2第3号を次のように改める。

(3) 公益法人について、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 公益認定等に際し関係行政機関等の意見を聴くこと。
- イ 主たる事務所の所在場所等の変更を認定すること。
- ウ 公益法人に対し監督上必要な勧告をし、又は命令すること。
- エ 沖縄県公益認定等審議会の答申又は勧告に基づいてとった措置について報告すること。

第6条の2中第28号を第30号とし、第4号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特例民法法人について、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 特例民法法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
- イ 特例民法法人に対し監督上必要な命令をすること。
- ウ 特例民法法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人に限る。）の基本財産の処分を承認すること。
- エ 特例民法法人の公益法人への移行の認定又は通常の一般社団法人及び一般財団法人への移行の認可に際し関係行政機関等の意見を聴くこと。
- オ 沖縄県公益認定等審議会の答申に基づいてとった措置について報告すること。

(5) 移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 公益目的支出計画の実施が完了したことを確認すること。
- イ 公益目的支出計画の変更を認可すること。
- ウ 移行法人に対し監督上必要な勧告をし、又は命令すること。
- エ 清算時の残余財産の処分を承認すること。
- オ 沖縄県公益認定等審議会の勧告に基づいてとった措置について報告すること。

第8条第2項第38号中「公益法人」の次に「、特例民法法人及び移行法人」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第11号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 知 念 清

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号カ中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、同項第3号オ中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第28条第2項中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第21号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第5項の規定により、次の表の左欄に掲げる沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。

平成20年11月28日

沖縄県教育委員会
委員長 伊 元 正 一

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
沖縄伝統音楽 野村流	三線	安仁屋正吉	読谷村字瀬名波551番地
		糸数善昭	西原町字棚原197番地の1
		大城長俊	那覇市首里金城町4丁目31番25
		大城米雄	那覇市字松川317番地4
		上運天秀雄	うるま市字西原89番地
		岸本善吉	南城市玉城字百名1766番地1
		喜瀬慎仁	沖縄市桃原一丁目28番14号
		金城邦夫	浦添内間二丁目6番16号 沖東ビル303号
		國吉正康	那覇市識名4丁目8番6号
		座安盛善	南風原町字宮平581番地の4
		平良盛勇	南風原町字津嘉山1398番地の15

		高良利雄	豊見城市字高嶺13番地の2
		津覇實	北谷町字吉原789番地
		照屋勝義	那覇市繁多川4丁目16番40号
		渡久地正博	豊見城市豊見城1041番地の7
		仲宗根善久	那覇市三原2丁目36番26号
		中村一雄	那覇市字宇栄原615番地8
		仲本朝勇	沖縄市照屋三丁目23番29号
		宮良長忠	那覇市字寄宮167番地の1
		與儀喜松	那覇市松尾2丁目19番15号
		比嘉謙次	沖縄市松本一丁目21番16号
		比嘉恒夫	中城村字津波115番地
		富名腰義春	宜野湾市新城一丁目36番1号 古波蔵アパート201
		宮城健	南城市佐敷字手登根89番地
		諸見川和男	名護市宮里三丁目3番16号
		諸見里安次	糸満市字武富927番地
	笛	喜舎場孫好	那覇市首里大名町1丁目254番地
		知念久光	うるま市石川字石川2734番地1
	胡弓	崎原盛勇	沖縄市上地一丁目14番6号
	太鼓	伊良波幸善	宜野湾市普天間二丁目21番14号

沖縄県教育委員会告示第22号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第5項の規定により、次の表の左欄に掲げる沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。

平成20年11月28日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

無形文化財の名称		保 持 者		
		氏 名	芸 名	住 所
沖縄伝統音楽 箏曲	箏	東江朝子		南風原町字本部421番地の31 B-31
		新垣宣子		南城市大里字稲嶺814番地
		新垣涼子		名護市大一中一丁目19番11号
		石川洋子		名護市字為又350番地1
		上地七重		那覇市字寄宮149番地 知念住宅A-2-G
		喜久村克子		宜野湾市宜野湾一丁目11番19号
		崎山文子		那覇市首里石嶺町1丁目157番地3
		知名勝江		うるま市みどり町三丁目18番4号 スイートホームベリィー1F
		中島絹枝		那覇市字仲井真231番地18
		池宮城初美	仲宗根巴津美	糸満市西川町16番3号

	比嘉淳江		読谷村字伊良皆594番地
	比嘉玲子		西原町字呉屋123番地の2
	前田千代子		那覇市三原2丁目5番27号
	前田利子		読谷村字楚辺1135番地
	松堂和子		金武町字金武4196番地の66
	宮城園子		宜野湾市宜野湾二丁目16番3号
	屋嘉比桂子		八重瀬町字外間44番地6
	山内照子		沖縄市胡屋一丁目3番7号
	山田和子		北谷町字吉原713番地6
	吉原裕子		宜野湾市野嵩一丁目27番17 栄荘103号

沖縄県教育委員会告示第23号

平成18年沖縄県教育委員会告示第9号（沖縄県文化財保護条例による有形文化財の指定）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

第2項第1号中「財団法人海洋博覧会記念公園管理財団」を「財団法人海洋博覧会記念公園管理財団（昭和51年7月16日に財団法人海洋博覧会記念公園管理財団という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）の」に改める。

沖縄県教育委員会告示第24号

平成18年沖縄県教育委員会告示第10号（沖縄県文化財保護条例による有形文化財の指定）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

第2項第1号中「財団法人海洋博覧会記念公園管理財団」を「財団法人海洋博覧会記念公園管理財団（昭和51年7月16日に財団法人海洋博覧会記念公園管理財団という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）の」に改める。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第9号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

沖縄県公安委員会

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する沖縄県公安委員会の事務の沖縄県警察本部長への委任等に関する規則（平成4年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第30条」を「、第30条及び第30条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第10号

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

沖縄県公安委員会

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

特定任意講習の実施に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和35年法律第105号」の次に「。以下「法」という。」を、「平成6年国家公安委員会規則第4号」の次に「。以下「講習規則」という。」を加える。

第8条中「第10条」を「法第108条の2第3項」に改める。

第9条を削る。

第10条の見出しを「（講習の委託に付す条件）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第9条とする。

公安委員会は、法第108条の2第3項の規定により特定任意講習の実施を委託する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

第11条を第10条とする。

第12条中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

様式第4号を削る。

様式第5号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第11号

特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

沖縄県公安委員会

特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

特定講習の実施等に関する規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「公益法人等」を「法人等」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第12号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第3項に次の1号を加える。

(3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3

条第1項に規定する給付金に関すること。

第17条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の運用に関すること。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成20年12月18日から施行する。

人事委員会事項

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第21号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「6月に支給する場合には100分の20以上100分の45以下（特定幹部職員にあつては、0以上100分の55以下）、12月に支給する場合には、100分の25以上100分の50以下（特定幹部職員にあつては、0以上100分の60以下）」を「100分の20以上100分の45以下（特定幹部職員にあつては、0以上100分の55以下）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月 1,800円
---	---